

★ 広島県行政組織規則及び広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
施行規則の一部を改正する規則（規則第六十七号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部が改正され、電子署名に係る認証業務を地方公共団体情報システム機構が行うこととされたことなどに伴い、次に掲げる規則について、必要な改正を行った。

1 広島県行政組織規則

2 広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

二 施行期日

平成二十八年一月一日

★ 広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則（規則第六十八号）（税務課）

一 改正の要旨

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律において農地法が改正され、農地を所有することができる法人の呼称が「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に改められたことに伴い、用語の整理を行った。

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則（規則第六十九号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、徴収猶予及び換価の猶予について、必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則（規則第七十号）（税務課）

一 改正の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴い、地方税法施行令及び地方税法施行規則の改正が行われたことを踏まえ、帳簿書類の保存等の申請並びに法人の県民税及び法人の事業税等の申請に関する様式について、提出者等の個人番号又は法人番号を記載する欄を追加するため、所要の規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十八年一月一日